

(様式1)



所教教総第104号
平成27年 9月 7日

所沢市監査委員 中 沢 貴 久 様
同 能 登 則 之 様
同 浅 野 美 恵 子 様
同 越 阪 部 征 衛 様

所沢市教育委員会
委員長 大岩 幹夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成26年12月26日付け所監第68号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部 教育総務課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>保健室が使用できない状況であることから、学校保健安全法第7条に則り、早急に改善されたい。（東中学校）</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>当該保健室につきましては、平成27年5月18日付け所教教総第36号『監査の結果に基づく「指摘事項」の処理経過について（報告）』のとおり、保健室内壁の塗装改修後に、異臭はほとんど解消されていたものの、室内温度が上昇する夏期に再確認を実施することとしておりました。したがって、平成27年8月25日、学校立会いの下、監査事務局並びに教育委員会（教育施設課・保健給食課）において、現地調査を行いましたところ、夏期においても異臭はほとんど解消されており、保健室が通常通り使用できることを確認致しました。</p>	